

## 川崎市立川崎病院緩和ケアチーム部会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院緩和ケアチーム部会（以下「緩和ケアチーム」という）の設置、運営等に関して必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 川崎市立川崎病院において、緩和ケアを要する患者に対して必要な診療を提供し、症状緩和を行うためのチームを設置する。

### (組織の構成等)

第3条 緩和ケアチームは、部会長、副部会長、部会員、アドバイザーをもって以下のように構成する。

2. 部会長、副部会長は、病院長が三役会に諮って任命する。
3. 部会長は、緩和ケアチームを代表し、会務を総理する。
4. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代行する。
5. 部会員は、各診療科部長及び課（科）長が推薦した者を病院長が三役会に諮って任命する。

### (部会長の任期)

第4条 部会長の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の部会長等が任命されるまでの間は、引き続き部会長としての職務を遂行する。

### (所掌事項)

第5条 緩和ケアチームは、次の事項を所掌する。

- (1) 一般病床に入院する悪性腫瘍の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状または、不安、抑うつなどの精神症状の緩和を提供する。
- (2) 緩和ケアチームへの依頼に当たっては、主治医、看護師共同の上、電子カ

ルテのナビゲーション→チーム医療→「緩和ケア介入依頼」に必要事項を入力し確定する。

(3) 毎週火曜日に病棟ラウンドを実施し、必要事項を記録に残す。

(4) 2ヶ月に1回、主治医、担当看護師参加のもと症例検討会を開催する。

第6条 緩和ケアチームでの検討・決定事項は、必要に応じ緩和ケア委員会に報告する。

## 附 則

(施行期間)

1. この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の際、現に運営されている川崎市立川崎病院緩和ケアチーム部会は、この要綱により運営されていたものとみなす。